

議案第 37 号

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 20 年 6 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和41年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第2条第4項ただし書きを次のように改める。

ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い午前8時15分から午後5時までの間において8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、午前8時15分から午後5時までの間において8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第2条に次の1項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、別に勤務時間の割振りを行うことができる。

#### 附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(勤務日及び勤務時間等)</p> <p>第2条 学校給食員の年間勤務日数は、220日以内とする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日は、週休日とする。<u>ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 前項に定める勤務日における勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時15分から午後5時までの間において8時間とする。この場合において休憩時間については、他の一般職の職員に準じた方法による。<u>ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い午前8時15分から午後5時までの間において8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、午前8時15分から午後5時までの間において8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、別に勤務時間の割振りを行うことができる。</u></p>	<p>(勤務日及び勤務時間等)</p> <p>第2条 学校給食員の年間勤務日数は、220日以内とする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日は、週休日とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 前項に定める勤務日における勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時15分から午後5時までの間において8時間とする。この場合において休憩時間については、他の一般職の職員に準じた方法による。<u>ただし、教育委員会が必要と認めるときは、別に勤務時間の割振りを行うことができる。</u></p>

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

育児短時間勤務職員の勤務形態（学校給食員）

	週 休 日	勤 務 日 ・ 時 間
1	土・日	月～金に4時間ずつ（週20時間）
2	土・日	月～金に5時間ずつ（週25時間）
3	土・日と月～金のうち2日	残り3日に8時間ずつ（週24時間）
4	土・日と月～金のうち2日	残り3日のうち2日に8時間ずつ、 1日に4時間（週20時間）

議案第 38 号

平成 21 年度使用小学校教科用図書採択方針について

平成 21 年度使用小学校教科用図書採択方針について、審議願いたく提案する。

平成 20 年 6 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

## 大和市教科用図書採択方針（案）

平成21年度以降2カ年使用小学校教科用図書は、神奈川県教育委員会の採択方針に基づき、大和市教育委員会が設置する大和市教科用図書採択検討委員会の報告を資料とし、種目ごとに1種の教科用図書について大和市教育委員会が採択する。

## 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

## 第十三条

- 5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される日程に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

## 教科書の発行に関する臨時措置法

## 「教科書の書目の届出」

- 第四条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。
- 2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。
- 第六条 文部科学大臣は、第4条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第18条第1項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。



議案第 39 号

平成 21 年度使用小学校教科用図書採択検討委員の委嘱について

平成 21 年度使用小学校教科用図書採択検討委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 20 年 6 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

議案第40号

平成21年度使用中学校教科用図書の採択について

平成21年度使用中学校教科用図書の採択について、審議願いたく提案する。

平成20年6月26日提出

大和市教育委員会

教育長 山根英昭

平成21年度使用中学校教科用図書一覧表

種目	発行者の 番号・略称	使用 学 年	教科書の 記号番号	書 名	種目	発行者の 番号・略称	使用 学 年	教科書の 記号番号	書 名
国 語	38 光 村	1	国語710	国語 1	音 楽	27 教 芸	1	音楽707	中学生の音楽 1
		2	国語810	国語 2			2・3	音楽807	中学生の音楽 2・3 上
		3	国語910	国語 3				音楽808	中学生の音楽 2・3 下
書 写	38 光 村	1	書写714	中学書写一年	器 楽	27 教 芸	1-3	器楽754	中学生の器楽
		2・3	書写814	中学書写二・三年			美 術	9 開 隆 堂	1
地理	46 帝 国	1・2	地理711	社会科 中学生の地理 世界のなかの日本 初訂版	2・3	美術807			美術 2・3 上
歴史	2 東 書	1・2	歴史709	新編 新しい社会 歴史		美術808			美術 2・3 下
公民	46 帝 国	3	公民913	社会科 中学生の公民 地球市民をめざして 初訂版	保 健 体 育	197 学 研	1-3	保体706	新・中学保健体育
地図	46 帝 国	1-3	地図704	新編 中学校社会科地図 初訂版	技 術	2 東 書	1-3	技術703	新編 新しい技術・家庭 技術分野
数 学	2 東 書	1	数学707	新編 新しい数学 1	家 庭	2 東 書	1-3	家庭703	新編 新しい技術・家庭 家庭分野
		2	数学807	新編 新しい数学 2	英 語	15 三 省 堂	1	英語711	NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition 1
		3	数学907	新編 新しい数学 3			2	英語811	NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition 2
理科 (第一分野)	2 東 書	1・2	理一711	新編 新しい科学 1分野上			3	英語911	NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition 3
		2・3	理一712	新編 新しい科学 1分野下	理 科 (第二分野)	2 東 書	1・2	理二761	新編 新しい科学 2分野上
2・3	理二762	新編 新しい科学 2分野下							